

令和2年2月定例会 経済委員会（事前）

令和2年2月6日（木）

〔委員会の概要 労働委員会関係〕

元木委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時33分）

議事に入るに先立ち、御報告いたします。

昨日の議会運営委員会において、今定例会提出予定議案のうち、議案第67号「令和元年度徳島県一般会計補正予算（第4号）」については、本日の委員会で十分審査し、開会日には委員会付託を省略して議決することと決定いたしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、労働委員会関係の調査を行います。

この際、労働委員会関係の2月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 令和2年度徳島県一般会計予算

【報告事項】（資料1）

- 調整事件について
- 個別的労使紛争解決サービスの運用状況について

相田労働委員会事務局長

今議会に提出を予定しております、労働委員会関係の案件は、令和2年度当初予算案でございませう。

お手元にお配りをさせていただいております、経済委員会説明資料により、御説明を申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

I、令和2年度労働委員会主要施策の概要についてでございます。

1点目といたしまして、労働組合法、労働関係調整法などにに基づき、不当労働行為の審査や労使紛争の調整などを実施するとともに、個別的労使紛争解決サービスに取り組むことにより、健全で安定した労使関係が構築されるよう努めてまいります。

2点目といたしまして、労働委員会は中立・公正な立場から、労働基本権の擁護や労使関係の安定化・正常化を図る専門的行政機関として、簡易・迅速な手続で、実効性のある紛争処理が求められており、事務局といたしましては、適正で円滑な運営を確保することにより、その目的が十分達成できるよう、職員の資質の向上を図りながら、補佐機能の充実に努めてまいります。

また、労働委員会に対する県民の皆様の認知度の向上を図り、利用促進につなげていく

ため、各種広報や出前講座等の周知啓発活動に積極的に取り組んでまいります。

続きまして、3ページをお開きください。

提出予定案件の1，一般会計予算でございます。

（1）歳入・歳出予算のア，総括表でございますが，表の左から2番目の欄，令和2年度の当初予算額A欄は，1億689万2,000円であり，次の欄，前年度の当初予算額B欄と比較して12万6,000円，0.1パーセントの増となっております。

なお，財源内訳につきましては，一番右の欄のとおり，全額が一般財源となっております。

次に，4ページを御覧ください。

主要事項説明でございますが，表の右側の摘要欄に記載のとおり，1，委員会費として2,277万1,000円，2，給与費として8,241万円，3，事務局費として171万1,000円を，それぞれ計上させていただいております。

提出予定案件につきましては，以上でございます。

続きまして，この際，2点御報告させていただきます。

お手元の報告資料の1ページをお開きください。

1，調整事件についてでございますが，終結した事件が1件ございます。

調整事件とは，労働組合と使用者の間で発生した労働争議について，両者の自主的な解決が図られるよう，労働委員会において必要な手助けを行うものでございます。

この事件の使用者の業種は製造業で，労働組合から，令和元年7月2日に，組合員の不利益処分の撤回と誠実な団体交渉の実施を求めて，あっせんの申請があったもので，3回のあっせんを行った結果，今後の団体交渉の進め方などについて，労使双方が合意し，解決したものでございます。

続きまして，報告資料の2ページを御覧ください。

2，個別的労使紛争解決サービスの運用状況についてでございます。

個別的とは，労働組合と使用者の紛争ではなく，個々の労働者と使用者の紛争ということでございまして，この表は，平成31年4月1日から令和2年1月31日までの運用状況でございます。

表の一番上の欄，相談の件数は183件となっており，その下の欄，あっせん申請は8件となっております。

それより下の欄は，あっせん申請の内訳となっておりまして，申請のありました8件全てが終結しており，このうち，双方の合意成立により解決に至ったものが2件，相手方の不応諾による打切りが6件となっております。

また，この表にはございませんが，相談の内容につきましては，パワハラや嫌がらせに関する相談が最も多く，次いで，退職に関する相談，賃金未払に関する相談の順となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

御審議のほど，どうかよろしくお願い申し上げます。

元木委員長

以上で説明等は終わりました。

それでは、質疑をどうぞ。

黒崎委員

1点だけなんですけれど、あっせん申請が8件で、全て終結して、解決が2件、打切りが6件ということでございますが、4分の1が解決したということなんですけれど、大体いつもこんな割合なんですか。ここ数年はこんなものなんですか。それだけ確認したいと思います。

栗本調整課長

直近の5年間で御説明いたしますと、不応諾の分なんですけれども、平成30年度はあっせん申請が10件ありまして、そのうち2件が不応諾。平成29年度はあっせん申請が11件ございまして、不応諾は3件でございます。平成28年度はあっせん申請が16件で、不応諾はございませでした。平成27年度はあっせん申請が14件で、不応諾が5件。平成26年度は13件で、不応諾が2件というふうになってございます。

今回、御報告した分は、特殊な事情とかもございまして、不応諾の件数が増えてございますが、6割程度が解決というふうなことで推移してございます。

黒崎委員

相談に来た人、あるいは相手方、その両者にじっくりと話をしていただけるような環境をこれからもしっかりと作っていただきたいと要望して、終わります。

元木委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時41分）